

「大阪府財政運営基本条例」に基づく公表

1 財政リスクの点検（新規事業）

第9条 府は、新たに事業を実施しようとするときは、これに伴う財政リスク（※）の把握に努めるとともに、予算編成の過程において、当該財政リスクの内容を明らかにするものとする。

※「財政運営に著しい影響を及ぼす危険又はその危険を有する事象」（第2条）

2 財政リスクの点検（既存事業）

第9条第2項 府は、実施中の事業又は保有する資産に係る財政リスクに関して、財政上の損失の発生を予防するために必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。なお、財政上の損失の発生が避け難いと見込まれる場合は、その拡大を防止し、財政に与える影響を抑制するために、適当な時期において事業の実施に係る手法の変更、事業の中止その他の適切な措置を講ずるものとする。

3 損失補償・債務保証の点検

（損失補償等の原則禁止）

第10条 府は、府以外の者の債務に関して、債権者その他の者に対し、あらかじめ損失補償の債務を負担しないものとする。ただし、債務を負担する必要性、当該府以外の者の財務状況及び損失補償に係る事業の採算性、補償する損失の範囲、補償の限度額の妥当性、損失の確定の時期、債務を負担する場合に財政運営に与える影響その他必要な事項に関し検討を行った結果、やむを得ない理由があると認められる場合に限り、これらの事項を明らかにした上で、債務を負担することができる。

※債務保証も同様の規定（第10条第3項）

※既往の損失補償・債務保証についても点検・公表（附則第4項）



1 財政リスクの点検（新規事業）

1 財政リスクの点検(新規事業)

新規事業については、財政運営基本条例第9条第1項に基づき、予算編成過程を通じて「財政リスク」の把握に努めました。その結果、このたび予算措置を行った各事業は、いずれも「予算の範囲内で事業を実施するもの」等であり、現時点において「府の財政運営に著しい影響を及ぼす危険」となる可能性は低いと考えられます。以下に、それぞれの事業についての考え方をお示しします。

※各事業の概要は、資料1「平成24年度当初予算案について」の【4】主な項目をご覧ください。

■財政運営基本条例 9条1項

府は、新たに事業を実施しようとするときは、これに伴う財政リスク〔→財政運営に著しい影響を及ぼす危険又はその危険を有する事象〕の把握に努めるとともに、予算編成の過程において、当該財政リスクの内容を明らかにするものとする。

項目	説明
世界をリードする大阪産業	
新エネルギー産業の振興 (バッテリー戦略研究センターの機能構築)	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。 ※26年度までの3か年事業
バイオ産業の振興 (PMDA-WESTの誘致に向けた取組み)	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。 ※25年度までの2か年事業
国際医療交流の拠点づくり	誘致インセンティブとして、予算の範囲内で補助を行うもの。 ※24年度単年度事業
クリエイティブ産業の振興	予算の範囲内で事業実施するもの。 ※24年度単年度事業として実施し、25年度はその成果実証を前提としてあらためて判断する。
中小企業向け融資制度(融資メニューの新設等)	【損失補償】 制度変更分として5.2億円の債務負担行為を設定(24年度融資枠520億円) 損失補償は事故率に連動して増減する。予算措置は事故率を15%(一部10%)と想定しており、これを超えないよう、金融機関等と連携し、融資先の経営支援の充実や適切な債権管理に努める。 【預託金】 制度変更分として0.6億円の預託増加(24年度融資枠10億円、残高に連動して逓減) 金融機関への預託金(無利子貸付)は預金保険法により全額保護される(ペイオフ対象外)。
水とみどり豊かな新エネルギー都市	
太陽光パネル設置に係る初期費用軽減融資事業	預託金11.9億円(24年度融資枠15億円、残高に連動して逓減)については「中小企業向け制度融資」と同様。損失補償は行わないため、償還リスクは負わない。
太陽光パネル設置普及啓発事業 (まちなまるごと太陽光パネル設置支援事業)	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。

府営住宅における太陽光パネルの設置	パイロット事業として、予算の範囲内で1団地で実施設計を行うもの。事業の採算性は電力の買取価格の設定に左右されるため、その動向に留意する必要があるが、国庫補助金の活用により整備費負担を抑え、事業の採算性を高める予定。
都市インフラを活用した新エネルギー政策の推進	予算の範囲内で事業実施するもの。下水道処理施設における整備経費は、今後設定される売電価格の水準等、連携する民間事業者の自立的な運営が可能かを見極めた上で執行する。
コージェネレーションシステム稼働支援事業	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
中小企業に対する省エネ設備導入等電力需給対策貸付事業	貸付条件として、担保や連帯保証を必要とすることにより償還リスクに対応する。融資総枠9.99億円、うち府の資金拠出は1,000万円。24～25年度の2か年事業
府道照明のLED化	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。リース方式により、電気代や修繕費の縮減効果を前提に事業実施する計画。
都市インフラを活用した企業技術支援事業	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
ミュージアム都市大阪	
江之子島文化芸術創造センターの運営	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。施設は、府の廃止施設(昭和13年竣工)を改修し再活用するもの。
大阪版アーツカウンシルの検討	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
水と光のまちづくりの推進	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
大手前・森之宮地区のまちづくり	土地利用案について予算の範囲内で調査検討を行うもの。
クールジャパンフロントのまちづくり	民間主体の事業のあり方について予算の範囲内で検討するもの。事業の誘致に向けたインセンティブの実施は、この検討結果を見極めた上で判断。
だれもが安全・安心ナンバーワン大阪	
地域防災計画の見直し	予算の範囲内で事業実施するもの。新たな津波被害想定に基づく防災対策等はあらためて予算編成過程で検討、判断する。
防災行政無線等の充実強化(津波対策等)	予算の範囲内で1期工事を25年度までに実施するもの(債務負担行為2.2億円)。維持費の増(津波監視カメラ保守約300万円/年)を伴うが、津波被害を軽減するうえで必要なものとして実施。衛星無線の活用は24年度の設計業務の中で費用対効果を見極めて整備内容を検討。
警察装備・設備の緊急防災対策	防災対策の強化の観点から緊急に必要な装備・設備の更新経費として、予算の範囲内で優先順位を見極め実施するもの。

水門遠隔化・鉄扉電動化・防御施設浸水対策	国の中央防災会議の推計結果等を踏まえた府市一体による防潮施設群の総合管理計画を定めた上で、この計画に基づく設計、工事を予算の範囲内で実施する。
円滑な避難誘導	減災の観点から緊急に必要な施設の整備を予算の範囲内で実施する。
津波防御施設等の総点検	減災の観点から緊急に必要な耐震診断調査等を予算の範囲内で実施する。 国の中央防災会議の推計結果を踏まえて効果的に事業を実施する。
森林防災機能回復・強化	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
子どもを性犯罪から守る推進事業	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
地域における防犯力の向上	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。 ※25年度までの2か年事業
府立精神医療センターの再編整備	地方独立行政法人大阪府立病院機構に対して、設立団体として貸付を行うもの。法人経営は中期目標(議会の議決)、中期計画(知事の承認)に従って行われ、貸付金の償還資金は其中で確保される。
地域医療再生基金事業費(3次医療圏)	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。 ※25年度までの3か年事業
障がい者地域生活支援体制整備事業	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。 ※26年度までの3か年事業
教育・子育て日本一大阪	
重度心身障がい児(者)の地域ケアシステムの整備	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。 ※26年度までの3か年事業
高次脳機能障がい者社会復帰支援事業	予算の範囲内で事業実施するもの。 ※24年度単年度事業
障がい者就労支援強化事業	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。 ※26年度までの3か年事業
アートを活かした障がい者の就労支援事業	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
福祉・介護人材確保安定化事業	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。 ※26年度までの3か年事業
地域における若者のキャリア形成支援	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。 ※25年度までの2か年事業
府営住宅再編整備推進プロジェクト	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。 ※26年度までの3か年事業

優良な賃貸住宅の供給促進(一部新規)	24年度から創設するサービス付き高齢者向け住宅に係る家賃負担軽減補助金は、予算の範囲内で各年度の募集戸数を予め定めて募集する。
「大阪あんしん賃貸支援事業」への登録促進	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
児童虐待再発防止施設退所後訪問型支援事業	予算の範囲内で事業実施するもの。 ※24年度単年度事業
高等学校における支援教育力の充実	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
長期入院生徒学習支援事業	予算の範囲内で事業実施するもの。 24年度単年度事業として実施し、25年度はその利用状況等を踏まえあらためて判断する。
高校生留学支援事業	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
「大阪の再生」に向けた大阪府・市の戦略方針の一本化	
大阪府市統合本部等の運営	大都市制度のあり方などについて協議するために必要となる事務経費。
その他	
府立産業技術総合研究所 (運営費交付金)	運営費交付金は、H24～27年度の中期目標(議会の議決)、中期計画(知事の承認)に基づき措置。
府立環境農林水産総合研究所 (運営費交付金)	運営費交付金は、H24～27年度の中期目標(議会の議決)、中期計画(知事の承認)に基づき措置。
大阪府動物愛護管理センター(仮称)整備事業	24年度は、基本計画の策定を予算の範囲内で行う。整備の内容は、基本計画の策定の中で具体的に検討しあらためて判断する。
府税クレジット収納等の導入	システム改修は予算の範囲内で実施(24年度単年度)。 導入後のランニング経費は約1,500万円/年となる見込み。
新公会計制度の運用	予算の範囲内で監査業務や職員研修等の制度運用に係る委託などを実施するもの(事務経費)。
災害廃棄物広域処理対策事業	災害廃棄物の受入れは、府民の健康に影響がないことを前提に、被災地における災害廃棄物処理を支援するものである。府内市町村と調整しながら、実際に処理が可能と見込まれる量を見極めながら行う予定であり、かつ、処理に必要な財源は被災県からの委託料で措置するものである。

2 財政リスクの点検（既存事業）

実施中の事業又は保有する資産に係る財政リスクの把握について

■財政運営基本条例(第9条第2項)

府は、実施中の事業又は保有する資産に係る財政リスクに関して、財政上の損失の発生を予防するために必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

事業名	「財政構造改革プラン(H22-10)」の記載内容(抜粋)	平成24年度当初予算時点における点検結果	財政リスクへの対応
地域整備事業会計	<p>○ りんくうタウン、阪南スカイタウンのまちづくりは概ね達成したことから、地域整備事業会計は、事業収束にあわせて平成23年度末に廃止し、一般会計へ移行することとしています。</p>	<p>(会計廃止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり23年度末に地域整備事業会計は廃止 ・24年度以降は、一般会計において、特区指定を受けた「国際医療交流拠点づくり」、及び「クールジャパンフロント」を柱に企業誘致を行い、りんくうタウンの活性化に取り組む ・将来の一般会計における負担見込み額については、毎年度予算編成に併せて作成される粗い試算に織り込み、府全体で財務マネジメントを行う <p>(会計廃止に伴う会計処理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計廃止にあたっては、本来23年度末の起債残高471億円の繰上償還が必要となるところであるが、当該起債は市場公募債であることから、繰上償還ができず、同額を減債基金に積立てる ・23年度末の現金(158億円)では、その積立額に不足が生じることから、その不足額(313億円)について、一時的に一般会計による対応が必要となり、その財源として三セク債(238億円)を活用する ・地域整備事業会計の23年度末廃止時点の未処分地等の資産(238億円)については、一般会計へ引き継ぐ <p>※23年度限りで「地域整備事業会計」は廃止</p>	<p>○三セク債(238億円)について、一般会計の公債費として「中長期試算(粗い試算)」に織込済。</p>

事業名	「財政構造改革プラン(H22-10)」の記載内容(抜粋)	平成24年度当初予算時点における点検結果	財政リスクへの対応
まちづくり促進事業会計	<ul style="list-style-type: none"> ○ まちづくり促進事業は、起債の発行により資金調達を行い用地取得し、その償還は貸付期間(20年間)終了後に事業用地の売却収入を充てることにより、収支が均衡する事業の仕組み。 ○ 現時点での地価は、地域整備事業会計からの移管単価を大幅に下回っているため、平成35年度以降の用地売却時に、地価が復元していなければ、新たな府の財政負担が生じる恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域整備事業会計が23年度末に廃止となるため、24年度以降は同会計からの事業用地の有償移管はなくなる ・24年度以降、地域整備事業会計から一般会計へ引き継いだ土地で定期借地を行う場合は、その土地を一般会計からまちづくり促進事業会計へ現物出資を行ったうえで、まちづくり促進事業会計で定期借地契約を行う ・従来の定期借地分については、貸付期間(20年間)終了後の確実な売却に努めていく ・23年度移管実績額(1月末時点)23.5億円 ・23年度末時点で 売却予定価格は、1,151億円 売却時までには地価が復元しないと仮定した場合に生じる損失額は、413億円 	<p>⇒【財政調整基金積立目標額(250億円)算入】</p> <p>○保有地の売却単価差(413億円)について、損失確定年度の前10年間で均等に積立てることとした場合の平成33年度末時点における要積立額として、250億円を算入</p>
箕面北部丘陵整備事業特別会計	<ul style="list-style-type: none"> ○ 箕面森町事業(事業完了は平成27年度末)については、府が造成する区域を当初の計画よりも縮小し、府費負担額は605億円以内とすることにしています。 ○ 第三区域の基盤整備工事着手については、財政再建プログラム案において、「粗造成の概成が見込まれる平成24年度末に基盤整備工事の実施について判断」することとしています。 	<p>(第一区域の販売)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一区域の保留地については、23年12月末現在、住宅地228区画が契約済み ・22年10月から6社のハウスメーカー等の企業が保留地販売業務に参画し、販売体制の強化を図っているところ <p>(第三区域の基盤整備工事实施の判断)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年6月に、第三区域への新名神高速道路の残土搬入及び粗造成について、西日本高速道路(株)と確認書を締結 ・現時点において、新名神高速道路の残土搬入及び粗造成については、当初の想定より遅れているため、24年度末に粗造成の概成が見込まれない状況。 ・上記の状況を踏まえ、今後の第三区域の対応について、23年度末までに課題整理を行い、24年度早期にその取り扱いについて方針決定を行う 	<p>○府費負担額の限度額である605億円を堅持(中長期試算(粗い試算)に織込み済)</p>

事業名	「財政構造改革プラン(H22.10)」の記載内容(抜粋)	平成24年度当初予算時点における点検結果	財政リスクへの対応
大阪府住宅供給公社	<ul style="list-style-type: none"> ○ 府及び金融機関からの借入金あわせて1,900億円程度の債務を抱えていることから、平成20年6月に「自立化に向けた10年の取り組み」を策定し、29年度末に借入金残高を1,500億円以下まで縮減することを目標にしています。 	<p>(収支改善の取組み、借入金残高の縮減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建替事業に伴う再生地処分益の確保や、様々な経営改善策を講じた結果、23年度末における借入金残高目標については達成(実質借入金残高) ・公社債の発行については、23年度から格付けによる発行を行い、高金利の借入金の繰上償還を実施し、将来にわたる利息削減を図った 	<p>⇒【財政調整基金積立目標額(135億円)算入】</p> <p>○「財政健全化法」の将来負担比率考え方を準用し、偶発性リスクとして135億円を算入。</p>
大阪府土地開発公社	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期保有資産の計画的処分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 先行取得した長期保有資産(5年以上)を計画的に解消するため、長期保有資産解消計画に基づき、長期保有資産の縮減と公社経営の健全化に努めています。 ○ 未利用代替地の解消 <ul style="list-style-type: none"> ・ 未利用代替地の地価下落に伴う含み損を、府からの補助金により計画的に処理しています。 	<p>(解消計画に沿った長期保有資産の縮減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 22年度末の長期保有資産は、約296億円であり、解消計画策定時点(H15)の予定額約426億円と比較して、大幅に解消が進んでいる ・ 34年度までの解消をめざし、今後とも、事業課との連携を図りながら、長期保有資産の計画的な解消に努める <p>(未利用代替地の販売促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ りんくう事業用地等については、府と公社の連携による売却努力の結果、概ね処分が完了した ・ 土砂採取跡地(岬町多奈川)については、24年度中の売却に向け、岬町多奈川地区整備促進協議会(事務局:府空港戦略室)とも連携・協力し、引き続き販売促進に努める。 	<p>○H24当初予算において、未利用代替地を全て処分することを前提とした差損補助金を計上。</p>

事業名	「財政構造改革プラン(H22-10)」の記載内容(抜粋)	平成24年度当初予算時点における点検結果	財政リスクへの対応
大阪府道路公社	<p>○ 下記を包括した健全化計画を22年度中に策定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公社経営の改善を図るため、歳出削減に向けた取組み ・増収を図るために利用促進に向けた取組み ・健全運営を図るための有料道路制度の改善に向けた取組み ・それらを包括した健全化計画を22年度中に策定します。 	<p>(「大阪府道路公社 経営改善方針(案)」(健全化計画)の策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用実績が計画に満たない路線が存在し、将来建設債務の償還不足が生じる恐れがあることから、維持管理経費の縮減等に取り組むため、22年度実績を反映させた公社経営改善方針を23年度に策定 <p>(より一層の経営改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都市圏高速道路等の一体的運営構想」の実現に向け関係機関との協議を進めるとともに、制度改善を国に対し求める 	<p>○近年中に料金徴収期間が終了(H28)する鳥飼仁和寺大橋の収支不足分(約35億円)は、公社内の損失補填引当金を充当予定。</p>
(財)大阪府産業基盤整備協会(テクノステージ和泉、津田サイエンスヒルズ)	<p>○ 21年6月の総務省指針などを受け、府は、これまで同法人に実施してきた「反復・継続的な単年度貸付」の手法を是正する必要があります。</p> <p>○ このため、同法人への貸付金の早期回収に向けた方策を検討中ですが、法人が保有する賃貸用地は、売却予定価格と実勢価格に乖離があるため、仮に、直ちに全部売却処分しても、府の貸付金は全額回収できない可能性が高い状況にあります。</p>	<p>(法人解散、単年度貸付解消、府損失抑制、事業継承)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年8月戦略本部会議にて、府として <ul style="list-style-type: none"> ①法人への貸付金を代物弁済で回収する、 ②法人の解散期日を平成24年度末とする、 ・今後は、平成24年4月以降、法人資産の鑑定評価を実施し、代物弁済資産を精査するなど、法人解散に向けた準備を進めていく 	<p>○H24年度中に法人の解散を予定 (要対応額:最大125億円)</p>

事業名	「財政構造改革プラン(H22-10)」の記載内容(抜粋)	平成24年度当初予算時点における点検結果	財政リスクへの対応
(財)大阪府育英会	/	<p>○大阪府育英会に対して、事業資金借入金の損失補償を行っているが、滞納対策に積極的に取り組むとともに、償還金収入の進捗状況について府に報告を求め、それに沿って事業の見直しを立てていることから、事業に支障を来すことはないと考え</p>	<p>⇒【財政調整基金積立目標額(240億円)算入】</p> <p>○「財政健全化法」の将来負担比率考え方を準用し、偶発性リスクとして240億円を算入。</p>
(財)大阪産業振興機構		<p>○大阪産業振興機構に対して、下記事業の損失補償を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業者等設備貸与事業損失補償 ・中小企業等金融新戦略事業 ・「元気出せ大阪ファンド」損失補償 <p>○事業の進捗について、府への報告を求めるなど定期的にチェックをしており、事業に支障を来すことはないと考え</p>	<p>⇒【財政調整基金積立目標額(225億円)算入】</p> <p>○「財政健全化法」の将来負担比率考え方を準用し、偶発性リスクとして225億円を算入。</p>
庁舎の整備・改修に係る事業		<p>○咲洲庁舎については、「長周期地震動抜本対策調査検討費」を計上しているが、今後、抜本的な耐震対策(中間層免震、メガトラス、減築など)が必要となることも考えられる。</p> <p><金額は、対策手法により変動(例、メガトラスの場合約20億円～30億円、中間層免震の場合約130億円等)></p>	<p>○咲洲庁舎の抜本的な耐震対策については、国の中央防災会議の知見等を踏まえて検討のうえ、適切に対応していく。</p>

3 損失補償・債務保証の点検

法人名 (共同発行市場公募
地方債を発行する36団体)

事業名 ○地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務
(債務保証)

事業スキーム

共同発行市場公募地方債を
発行する道府県、政令市

36団体が地方債の
償還及び利払につい
て連帯して債務を負う

保

利償
払還

証券発行による
資金調達

投資家

○スキームの概要

発行ロットの大型化による流動性の向上、連帯債務方式での発行及びファンドの設置などにより優れた商品性を実現するとともに、安定的な資金調達を行うことを目的として、全国型市場公募地方債を発行する地方公共団体のうち36団体が共同して証券を発行するもの。

○債務保証(連帯債務)の内容

地方財政法第5条の7の規定に基づく連帯債務であり、36団体の各々が発行額の全額について、償還及び利息の支払いの責任を負うもの。

債務保証に係る点検内容

債務を負担
する必要性

共同発行市場公募地方債の発行に際しては、地方財政法第5条の7の規定により連帯債務を負うことが義務付けられているため

債務保証に係る
事業の採算性

地方債は、国の地方財政計画の策定等を通じた元利償還に対する国の財源保障等がなされていることから、参加団体が返済不能となることはないと考えられる。

保証する
損失の範囲

共同発行市場公募地方債の総額から府の調達額を除いた額及びその利子額

保証限度額
の妥当性

地方財政法第5条の7の規定に基づくもの

他の保証人
その他の
担保の有無

共同発行市場公募地方債を発行するすべての地方公共団体が相互に連帯債務を負う

債務を負担する場
合に財政運営に
与える影響
(H24 設定残額)

12兆5,870億円
(36団体の各々が発行額の全額の責任を負うもの)

【やむを得ない理由】

共同発行市場公募地方債に参加することにより、年間800億円の資金を調達。市場環境によるが、府個別債と比べ、一定低コストで調達可能。

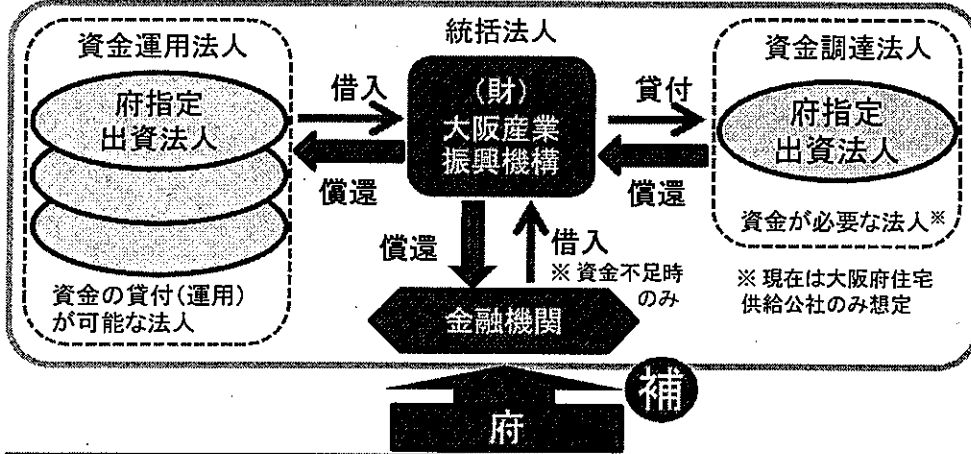
同債の発行に際しては、地方財政法第5条の7の規定により連帯債務を負うことが義務付けられている。

法人名 (財)大阪産業振興機構
大阪府住宅供給公社

事業名

○出資法人キャッシュ・マネジメント・システムによる事業資金の借入及び貸付に対する損失補償

事業スキーム



損失補償に係る点検内容

債務を負担する必要性
本事業は、府の行政運営と密接な関連性を有する「府指定出資法人」の資金効率の向上を図る有効な手段である。グループ法人の資金集約及び銀行からの資金供給を可能にし、事業スキームを維持するには、府による資金調達法人及び統括法人の信用補完(損失補償)が必要である。

損失補償に係る事業の採算性
本事業の参加法人は、府が要件を定めた上で審査を行い決定している。また、定期的に事業の運営状況や参加法人の財務状況を把握しており、その状況から見て事業の採算性に支障はない。(※資金調達法人である大阪府住宅供給公社の採算性については、P.5を参照)

補償する損失の範囲
資金調達法人及び統括法人が破産等の法的整理手続開始の申立てを受ける等に至った場合に、一定期間当該貸付債権の回収・弁済を行ってもなお資金運用法人(資金運用法人としての統括法人を含む)及び金融機関に残存する未弁済額。

補償限度額の妥当性
本事業スキームを維持する上で必要かつ効率的・効果的な範囲としている。

損失の確定時期
資金調達法人及び統括法人が破産等の法的整理手続開始の申立てを受ける等に至った場合に、一定期間当該貸付債権の回収・弁済を行ってもなお資金運用法人(資金運用法人としての統括法人を含む)及び金融機関に未弁済額が残存するとき。

債務を負担する場合に財政運営に与える影響(H24 設定残額)
161億円

【やむを得ない理由】
損失補償がなければ、グループ法人の資金集約及び銀行からの資金供給が困難となり、事業スキームが維持できないため。

○スキームの概要
府指定出資法人をグループ化し、統括法人(大阪産業振興機構)が各法人の流動性資金等を借り入れることで資金を集約し、必要な法人に貸し付けるもの。グループ内で資金不足が生じた場合は、一時的に金融機関から不足額を借り入れている。本事業により、指定出資法人全体の資金効率を高め、資金調達コストの低減、資金運用益の向上等を図っている。平成24年度から、従来、各々の借入・貸付ごとに付していた損失補償を、システム全体への損失補償に変更。
○損失補償の内容
上記の資金の借入及び貸付に係る償還に対して、府が損失補償を行っている。

法人の財務状況 (平成22年度)

○(財)大阪産業振興機構

◆貸借対照表 (単位:百万円)

資産合計	98,736	負債合計	91,845
流動資産	18,331	流動負債	35,451
固定資産	80,404	固定負債	56,394
		正味財産合計	6,890

◆収支の状況 (単位:百万円)

事業活動収支差	1,400
投資活動収支差	▲ 658
財務活動収支差	▲ 1,317
当期収支差	▲ 575

○大阪府住宅供給公社

◆貸借対照表 (単位:百万円)

資産合計	258,225	負債合計	222,317
流動資産	14,457	流動負債	26,386
固定資産	243,768	固定負債	195,931
		正味財産合計	35,907

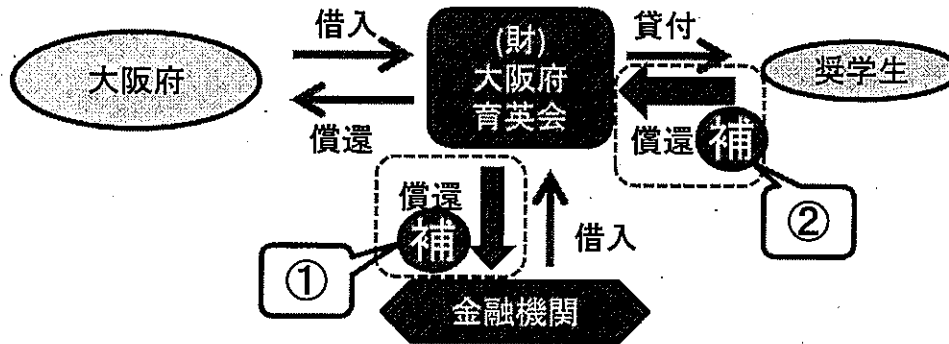
◆損益計算書 (単位:百万円)

営業利益	4,837
経常利益	3,633
当期利益	199

法人名 (財)大阪府育英会

事業名 ○大阪府育英会事業資金借入金損失補償

事業スキーム



○スキームの概要

高校生等が経済的理由により修学を断念することのないよう教育の機会均等を保障する責務を補完するため、高校生等に対して奨学金を貸付ける事業。必要となる資金は、府及び金融機関からの借入金によりまかなっている。

○損失補償の内容

①「育英会から金融機関への償還」及び②「奨学生からの償還」について、府が損失補償を行っている。(※②の補償は、H19年度終了)

法人の財務状況

(平成22年度)

◆貸借対照表

(単位:百万円)

資産合計	87,757	負債合計	82,125
流動資産	1,299	流動負債	6,615
固定資産	86,458	固定負債	75,511
		正味財産合計	5,632

◆収支の状況 (単位:百万円)

事業活動収支差	▲ 513
投資活動収支差	▲ 14
財務活動収支差	357
当期収支差	▲ 170

損失補償に係る点検内容

債務を負担する必要性

高校生等が経済的理由により修学を断念することのないよう教育の機会均等を保障する責務を補完する制度であり、府として事業の必要性が高く、安定的かつ有利な金融機関からの資金調達には府の損失補償が必要。

損失補償に係る事業の採算性

育英会において、滞納対策に積極的に取り組むとともに、償還金収入の進捗状況について府に報告を求め、それに沿って事業の見通しを立てており、事業に支障を来すことはないと考え。

補償する損失の範囲

①保有資産の処分等により銀行に弁済を行っても残存する未弁済額。
②定められた期日において奨学金の返済を受けていない場合におけるその損失額。

補償限度額の妥当性

府の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図る観点から、効率的・効果的な範囲としている。

損失の確定時期

金融機関からの借入の一定期間後、又は育英会が破産等の法的整理手続開始の申し立てを受けた時点から一定期間後に保有資産の処分等の弁済を行っても未弁済額が残存する場合。

債務を負担する場合に財政運営に与える影響 (H24 設定残額)

841億2,468万1千円

【やむを得ない理由】

府の損失補償がない場合、金融機関からの円滑な資金供給が行われず、事業スキームに多大な影響が生じる恐れがあるため。

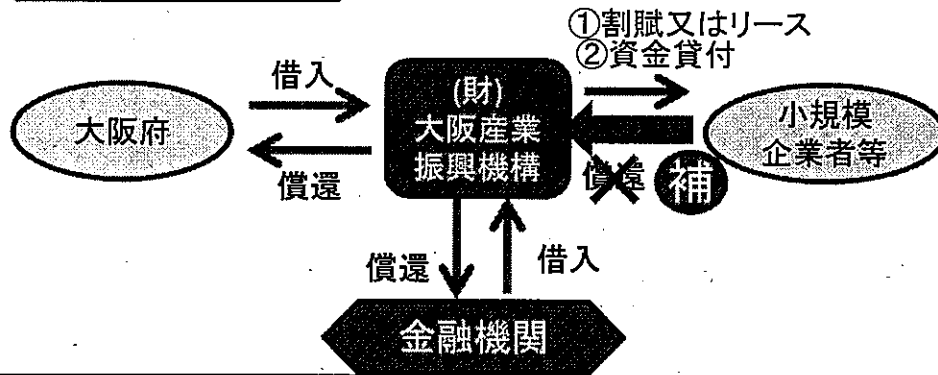
法人名 (財)大阪産業振興機構

事業名

- ①小規模企業者等設備貸与事業損失補償
- ②小規模企業者等設備資金貸付事業損失補償(H23終了)

事業スキーム

②設備資金貸付事業は、H23年度で事業終了(損失補償も終了)



○スキームの概要

小規模企業者等の創業や経営基盤強化に必要な設備の導入を促進するため(財)大阪産業振興機構が下記の事業を行うもの。

- ①設備貸与事業⇒長期低利で割賦販売又はリース
- ②設備資金貸付事業⇒無利子貸付

を行う制度。必要となる資金は、府及び金融機関からの借入によりまかなっている。

○損失補償の内容

小規模企業者等が、(財)大阪産業振興機構に対して、債務不履行が生じた場合、府が損失補償を行う。

法人の財務状況

(平成22年度)

◆貸借対照表

(単位:百万円)

資産合計	98,736	負債合計	91,845
流動資産	18,331	流動負債	35,451
固定資産	80,404	固定負債	56,394
		正味財産合計	6,890

◆収支の状況 (単位:百万円)

事業活動収支差	1,400
投資活動収支差	▲ 658
財務活動収支差	▲ 1,317
当期収支差	▲ 575

損失補償に係る点検内容

債務を負担する必要性

小規模企業者等の創業や経営基盤強化に必要な設備投資を支援するための制度であり、府として事業の必要性が高く、貸与機関である(財)大阪産業振興機構が事業を円滑に行うには府の損失補償が必要。

損失補償に係る事業の採算性

当該事業の進捗状況は、毎月報告を受けており、事故等の発生時に随時報告を受けていることから、事業の円滑な実施に支障を来すことはないと考えられる。

補償する損失の範囲

- ①基準日までに生じた未収債権のうち、被貸与者からの保証金の残額や(財)大阪産業振興機構の貸倒引当金等の額を差し引いたもの。(限度額:事業費の10%)
- ②基準日までに生じた未収債権のうち、小規模企業者等からの貸付金償還金を(財)大阪産業振興機構が運用して生じた利息分の額を差し引いたもの。(限度額:事業費の5%)

補償限度額の妥当性

府の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図る観点から、妥当な範囲としている

損失の確定時期

未収債権が基準日においても回収できる見込みがないとき。

債務を負担する場合に財政運営に与える影響 (H24 設定残額)

25億4,296万8千円

【やむを得ない理由】

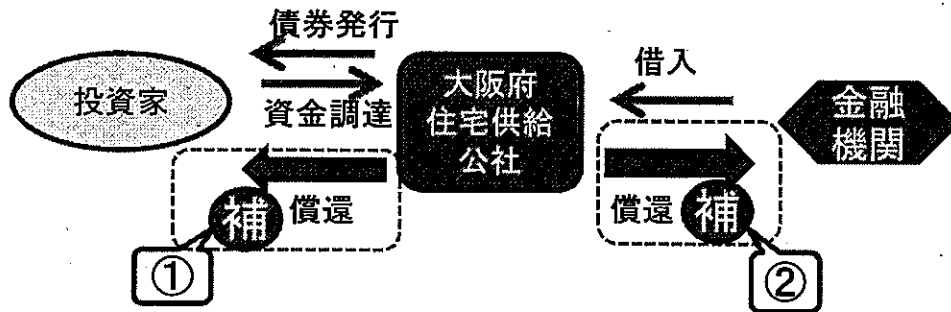
府の損失補償がない場合、貸与機関である産振機構における事業スキームに多大な影響が生じる恐れがあるため。

法人名 大阪府住宅供給公社

事業名

- ①大阪府住宅供給公社債券の発行
- ②大阪府住宅供給公社事業損失
- ③大阪府住宅供給公社賃貸住宅建設資金等借入

事業スキーム



○スキームの概要

住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与するとともに、秩序ある住宅市街地の開発に資するため、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給する事業。

○損失補償の内容

- ①公社債券発行の償還に対する損失補償
- ②公社の金融機関からの借入の償還に対する損失補償

※出資法人キャッシュ・マネジメント・システムによる事業資金の借入及び貸付に対する損失補償による事業資金の借入分はP.2参照

損失補償に係る点検内容

債務を負担する必要性	居住環境の良好な集団住宅及びその宅地を供給する事業であり、府として事業の必要性が高く、安定的かつ有利な金融機関からの資金調達には府の損失補償が必要。
損失補償に係る事業の採算性	公社全体の借入金の償還計画が策定されており、府がこの計画性を確認しているため、事業に支障を来すことはないと考える。
補償する損失の範囲	弁済期限又は住宅供給公社が破産、民事再生等の法的整理手続開始の申し立てを受けた時点から一定期間後に保有処分の弁済を行っても残存する未弁済額
補償限度額の妥当性	府の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図る観点から、妥当な範囲としている
損失の確定時期	弁済期限又は住宅供給公社が破産、民事再生等の法的整理手続開始の申し立てを受けた時点から一定期間後に保有処分の弁済を行っても未弁済額が残存する場合
債務を負担する場合に財政運営に与える影響 (H24 設定残額)	1,945億5,395万2千円

法人の財務状況

(平成22年度)

◆貸借対照表

(単位:百万円)

資産合計	258,225	負債合計	222,317
流動資産	14,457	流動負債	26,386
固定資産	243,768	固定負債	195,931
		資本合計	35,908

◆損益計算書 (単位:百万円)

営業利益	4,837
経常利益	3,633
当期利益	199

【やむを得ない理由】

府の損失補償がない場合、金融機関からの円滑な資金供給が行われず、事業スキームに多大な影響が生じる恐れがあるため。

法人名 大阪府道路公社

事業名

- 大阪府道路公社事業資金借入金
- 大阪府道路公社有料道路整備資金借入金
- 大阪府道路公社有料道路整備事業資金借入金
- 大阪府道路公社有料道路整備事業無利子資金借入金
- 大阪府道路公社街路事業資金借入金

債務保証

事業スキーム

大阪府
道路公社



- ・国
- ・地方公共団体金融機構
- ・その他金融機関

○スキームの概要

道路公社が行う有料道路事業は、国等から有料道路の建設・整備や運営に必要な経費について借入れを行い、完成した道路からの通行料金徴収により償還を賄う制度。

○債務保証の内容

国、地方公共団体金融機構、その他金融機関等からの借入について府が債務保証を行う。

債務保証に係る点検内容

債務を保証する必要性

有料道路の建設・整備を行い、完成した道路からの通行料金徴収により賄う制度であり、府として事業の必要性が高く、安定的かつ有利な金融機関等からの資金調達には府の債務保証が必要。

債務保証に係る事業の採算性

各路線ごとの収支やそれを踏まえた経営改善計画などを府に報告するよう求めている。今後とも計画の進捗管理を府として確認することとしている。

保証する損失の範囲

道路公社が一部又は全部の債務を履行しない場合に残存する債務

保証限度額の妥当性

府の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図る観点から、妥当な範囲としている

他の保証人その他の担保の有無

無

債務を負担する場合に財政運営に与える影響 (H24 設定残額)

1,087億2,560万4千円

法人の財務状況

(平成22年度)

◆貸借対照表

(単位:百万円)

資産合計	288,975	負債合計	188,029
流動資産	5,945	流動負債	2,685
固定資産	283,030	固定負債	185,344
		正味資産合計	100,946

◆収支の状況

(単位:百万円)

事業活動収支差	4,720
投資活動収支差	0
財務活動収支差	▲ 4,933
当期収支差	▲ 213

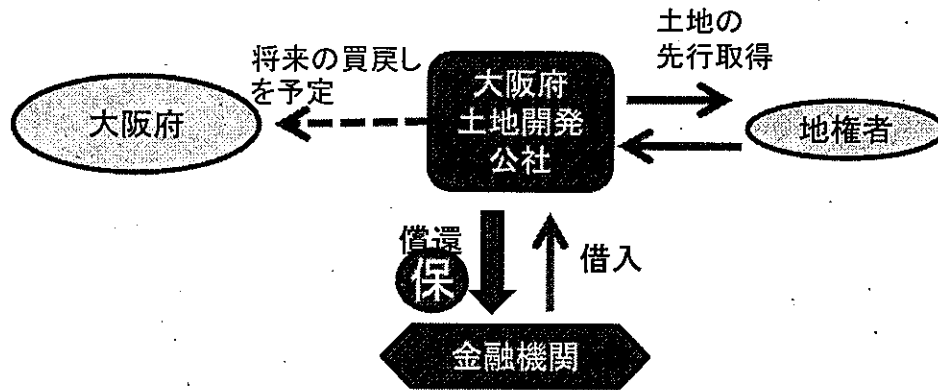
【やむを得ない理由】

府の債務保証がない場合、金融機関等からの円滑な資金供給が行われず、事業スキームに多大な影響が生じる恐れがあるため。

法人名 大阪府土地開発公社

事業名 ○公共用地取得事業資金借入金に対する債務保証

事業スキーム



○スキームの概要

府が地域の秩序ある整備と府民福祉の増進に寄与することを目的に行う公共事業に必要な用地を先行取得するもの。必要な資金は金融機関から借入れる。

○債務保証の内容

金融機関からの借入に対する償還について府が債務保証を行う。

債務保証に係る点検内容

債務を負担する必要性	公共事業に必要な土地を先行取得するための制度であり、府として事業の必要性が高く、安定的かつ有利な金融機関からの資金調達には府の債務保証が必要。
債務保証に係る事業の採算性	期限を決めて府が買い戻すこととしているため、府が契約を履行する限り採算性に支障を来すことはない。
保証する損失の範囲	土地開発公社が一部又は全部の債務を履行しない場合に残存する債務
保証限度額の妥当性	府の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図る観点から、妥当な範囲としている
他の保証人その他の担保の有無	無
債務を負担する場合に財政運営に与える影響 (H24 設定残額)	510億6,778万8千円

法人の財務状況

(平成22年度)

◆貸借対照表

(単位:百万円)

資産合計	49,108	負債合計	48,164
流動資産	47,248	流動負債	2,551
固定資産	1,860	固定負債	45,613
		正味財産合計	944

◆損益計算書

(単位:百万円)

当期収入合計	16,281
前年度繰越収支差額	0
当期支出合計	16,281
当期純利益	0

【やむを得ない理由】

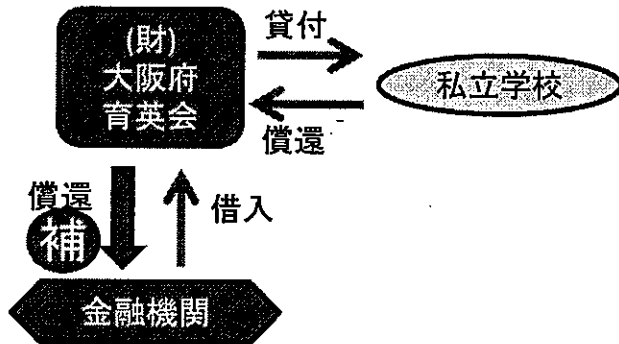
府の債務保証がない場合、金融機関からの円滑な資金供給が行われず、事業スキームに多大な影響が生じる恐れがあるため。

法人名 (財)大阪府育英会

事業名 ○私立学校老朽施設改善資金融資損失補償

事業スキーム

新規貸付はH13年度で終了(損失補償は残存)



○スキームの概要

私立学校的环境整備に資するため、老朽施設を改善するための資金を融資する事業。必要となる資金は、金融機関からの借入金によりまかっている。

○損失補償の内容

育英会から金融機関への償還について、府が損失補償を行っている。

法人の財務状況

(平成22年度)

◆貸借対照表

(単位:百万円)

資産合計	87,757	負債合計	82,125
流動資産	1,299	流動負債	6,615
固定資産	86,458	固定負債	75,511
		正味財産合計	5,632

◆収支の状況 (単位:百万円)

事業活動収支差	▲ 513
投資活動収支差	▲ 14
財務活動収支差	357
当期収支差	▲ 170

損失補償に係る点検内容

債務を負担する必要性	私立学校的环境整備に資する制度であるため、府として事業の必要性が高く、安定的かつ有利な金融機関からの資金調達には府の損失補償が必要。
損失補償に係る事業の採算性	貸付先の各私立学校からは、計画どおりの返済を受けている。 (新たな貸付は実施していない。)
補償する損失の範囲	育英会が弁済すべき額と当該債務に関して支払可能と見込まれる額との差額
補償限度額の妥当性	府の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図る観点から、効率的・効果的な範囲としている。
損失の確定時期	金融機関からの借入の一定期間後、又は育英会が破産等の法的整理手続開始の申立てを受けた時点から一定期間後に保有処分の弁済を行っても未弁済額が残存する場合。
債務を負担する場合に財政運営に与える影響 (H24 設定残額)	25億7,800万円

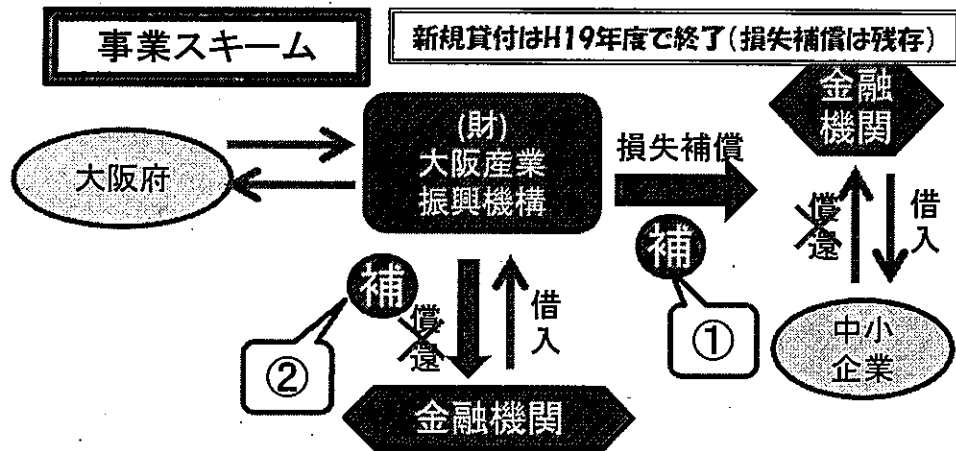
【やむを得ない理由】

府の損失補償がない場合、金融機関からの円滑な資金供給が行われず、事業スキームに多大な影響が生じる恐れがあったため。

法人名 (財)大阪産業振興機構

事業名

○中小企業等金融新戦略事業
(貸付債権プール型部分保証制度等)損失補償



損失補償に係る点検内容

債務を負担する必要性

①府内の中小企業の更なる成長を図るための制度であるため、府として事業の必要性が高く、安定的かつ有利な金融機関からの資金供給には府の損失補償が必要。
②上記①の前提として、H27年度まで基金を維持し、運用益を確保するために、府の損失補償が必要。

損失補償に係る事業の採算性

①支援企業から金融機関への返済状況等について定期的に報告を求めており、債務負担行為の範囲内で事業を収束する見通し(新規受付は終了している。)
②当該財団に設置した基金は安全な公共債等で運用され、利回りも確定している。

補償する損失の範囲

①当該機構の保証債務の履行額が同機構の保証事業に充当する予算を超えたとき、その部分
②金融機関からの借入の弁済期限、又は当該機構が破産、民事再生等の法的整理手続開始の申し立てを受けた時点から一定期間後に保有処分の弁済を行っても未弁済額が残存するとき、その部分。

補償限度額の妥当性

府の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図る観点から、効率的・効果的な範囲としている。

損失の確定時期

①当該機構の保証債務の履行額が同機構の保証事業に充当する予算を超えたとき。
②金融機関からの借入の弁済期限、又は当該機構が破産、民事再生等の法的整理手続開始の申し立てを受けた時点から一定期間後に保有処分の弁済を行っても未弁済額が残存するとき。

債務を負担する場合に財政運営に与える影響
(H24 設定残額)

①112億6,803万6千円
②250億円(H24年度2月補正で設定予定)

【やむを得ない理由】

府の損失補償がない場合、金融機関からの円滑な資金供給が行われず、事業スキームに多大な影響が生じる恐れがあったため。

○スキームの概要

多様化・複雑化する中小企業のニーズに応え、中小企業の更なる成長を図るため、金融機関が無担保、第三者保証なしで融資を実施。支援企業の債務不履行による損失は、府及び金融機関の資金で(財)大阪産業振興機構に設置した基金の運用益で補填し、これを上回る部分を府が負担する。

○損失補償の内容

- ①支援企業の債務不履行に対して当該機構が金融機関に行う損失補償について、基金運用益を上回る部分を府が当該機構に損失補償する。
- ②基金造成のための府の単年度貸付金を年度末に当該機構が償還する際、金融機関から借り入れる年度越え資金について府が損失補償を行う。

法人の財務状況

(平成22年度)

◆貸借対照表

(単位:百万円)

資産合計	98,736	負債合計	91,845
流動資産	18,331	流動負債	35,451
固定資産	80,404	固定負債	56,394
		正味財産合計	6,890

◆収支の状況 (単位:百万円)

事業活動収支差	1,400
投資活動収支差	▲658
財務活動収支差	▲1,317
当期収支差	▲575

